

報道関係者 各位

平成23年12月14日

【照会先】

大臣官房統計情報部雇用統計課
課長 南 和男
産業労働調査官 山口 美春
雇用構造第二係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7615)

(直通電話) 03(3595)3145

平成23年「パートタイム労働者総合実態調査」(事業所調査)の結果

～ 改正パートタイム労働法施行を機に約5割の事業所が雇用管理の改善策を実施 ～

厚生労働省では、このほど、平成23年「パートタイム労働者総合実態調査」(事業所調査)の結果を取りまとめましたので、公表します。

「パートタイム労働者総合実態調査」は、事業所での正社員およびパートタイム労働者に関する雇用管理の現状とともに、パートタイム労働者の働き方の実態などを明らかにすることを目的としておおむね5年おきに実施しています(前回は平成18年に実施)。今回は、平成23年6月1日現在の状況について尋ねており、新たに平成19年の「パートタイム労働法」改正(平成20年4月1日施行)後の状況を把握しました。

調査は、「事業所調査」と「個人調査」から成りますが、今回公表する「事業所調査」は、5人以上の民営事業所9,769カ所(事業所)のうち、5,909カ所から有効回答を得ました。

【調査結果のポイント】

1 パート*の労働者の割合の変化

パートの労働者割合は27.0%で、前回調査(25.7%)に比べ上昇している。(P5表2-1、表2-2)

2 改正パートタイム労働法施行を機に実施した改善策【新規調査項目】

改正パートタイム労働法の施行を機に、雇用管理の改善などを「実施した」事業所は48.8%。実施した内容は「パートの労働条件通知書等で、特定事項(賞与、昇給、退職金)を明示するようにした」が60.3%で最も高い。(P21表15、P20第13-1図、P21第13-2図)

3 正社員と同等とみなすのが妥当なパートなどの状況【新規調査項目】

正社員と職務が同じパートのいる事業所は16.7%。うち人事異動の有無や範囲などが同じパートのいる事業所は4.0%、さらにこのうち無期労働契約を締結している(実質無期を含む)パート(正社員と同視すべきパート)のいる事業所は2.5%となっている。(P22表16-1)

※ 「パート」とは正社員以外の労働者で、パートタイマー、アルバイト、嘱託、契約社員、臨時社員、準社員などの名称にかかわらず、週の所定労働時間が正社員よりも短い労働者のことをいう。

詳細は別途概況をご覧ください。